

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年11月28日

金曜日

第5453号

目 次 -

- 富山県土地改良法施行規則の一部を改正する規則
1
- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町
村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
2
- 告 示**
 - 新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧
3
 - 知事管理漁獲可能量の変更
3
- 公安委員会規程**
 - 富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程
4
- 公 告**
 - 開発行為の工事完了
5
 - 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出
5

規則

富山県土地改良法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第53号

富山県土地改良法施行規則の一部を改正する規則

富山県土地改良法施行規則（昭和52年富山県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第18条第17項前段」を「第18条第18項前段」に改め、同条第2項中「第18条第17項後段」を「第18条第18項後段」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県土地改良法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(農村整備課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

富山県知事 新田八朗

富山県規則第54号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の表の10の項の右欄中第11号の次に次の2号を加える。

(1)の2 法第30条の18の4第1項の規定によるかかりつけ医機能に関する報告の受理及び県への送付

(1)の3 法第30条の18の4第4項の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の報告の受理及び県への送付

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第432号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

小矢部市土地改良区から申請のあった荒川五ヶ村地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和7年11月18日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和7年11月28日から

令和7年12月26日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

富山県告示第433号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量を令和7年11月18日付で以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第4項の規定により公表する。

令和7年11月28日

富山県知事 新田八朗

くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第1 くろまぐろ（大型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

35.8トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	22.01トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	5.15トン
富山県その他漁業協同組合	8.64トン

規 程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年11月28日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規程第5号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）の項中第18号を第19号とし、第2号から第17号までを1号ずつ繰下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 第6条の4及び第74条の3の規定による聴聞決定予定日の通知

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の項第1号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項から第4項まで及び第7項から第10項まで」に、「指定申請書の受理並びに指定証及び標章の交付」を「除外標章交付申請書の受理及び標章の交付、除外標章再交付申請書の受理及び標章の再交付、除外標章記載事項変更届の受理及び変更事項の記載並びに標章の返納の受理」に改める。

附 則

この規程は、令和7年11月28日から施行する。ただし、別表富山県道路交通法施行細則の項第1号の規定は、令和7年12月1日から施行する。

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月28日

富山県知事 新田 八朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
南砺市谷140番、141番 1、141番2、142番及び 143番（1工区）			南砺市谷 142番地	社会福祉法人 マーシ園

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

富山県知事 新田 八朗

- ## 1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ佐野店 高岡市佐野1296番1 他

- 2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショップ、株式会社ジ・エム・シー

- ### 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショッップ 代表取締役 平邑 秀樹 富山県富山市
赤田 487番地1、株式会社ジ・エム・シー 代表取締役 永井 直秀 富山県
高岡市下黒田777番地

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 尾崎 弘明 富山県富山市赤田 487番地1、株式会社ジ・エム・シー 代表取締役 永井 多津美 富山県高岡市木町3番9号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑 秀樹 富山県富山市赤田 487番地1、未定

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 尾崎 弘明 富山県富山市赤田 487番地1、未定

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場①／119台、駐車場②／58台

(変更後) 駐車場①／106台、駐車場②／17台

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ／午前9時30分及び午後9時、未定／午前9時30分及び午後9時

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ／午前9時及び午後9時、未定／午前9時及び午後9時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場①／午前9時から午後9時30分、駐車場②／午前9時から午後9時30分

(変更後) 駐車場①／午前8時30分から午後9時30分、駐車場②／午前8時30分から午後9時30分

4 変更の日 3(1)(2)平成29年8月1日ほか、3(3)令和8年7月19日、3(4)(5)令和7年11月19日

5 変更の理由 3(1)(2)建物設置者の代表者、小売業者の代表者及び株式会社ジ・エム・シーの所在地が変わったため、3(3)(4)(5)店舗計画の変更のため

6 届出の日 令和7年11月18日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年11月28日から令和8年3月30日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

8 令和7年11月28日

富山県報

第5453号

令和7年11月28日印刷発行

発行 富山県
富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
